

明和町指令（住）第588号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 書

住 所 群馬県館林市美園町26番14号

氏 名 有限会社星山商店

代表取締役 星山 高德

令和7年3月11日付申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び明和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可する。

令和7年3月17日

明和町長 富塚 基輔



記

営 業 所 の 所 在 地	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3750-1、3751-1、3752-1
営 業 所 の 名 称	有限会社星山商店 邑楽町営業所
廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を除く）
収 集 運 搬 の 区 域	明和町の全域とする
収 集 運 搬 及 び 処 分 の 別	収集・運搬
許 可 の 期 間	令和7年4月1日～令和9年3月31日
条 件	裏面の遵守事項を厳守すること

1. 遵守事項

- (1) 許可業者は、一般廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）に従うほか関係法令等を厳守すること。
- (2) 許可業者は、常に誠実、親切かつ迅速に業務を遂行し、住民及び事業者の信頼を得るよう努めるとともに、明和町の環境衛生の向上に資するものとする。
- (3) 館林衛生施設組合のごみ処理施設に搬入する際は、それぞれの市・町のごみを混載することなく館林市、板倉町及び明和町のごみ別に搬入すること。

2. 報告

- (1) 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬並びに処分の業務の実績について、毎月一般廃棄物収集運搬実績報告書を作成し、翌月10日までに町長に報告するものとする。